

墨田区のお知らせ2015.10.21

すみだ

高齢者福祉・介護保険特集号

◆2面以降の主な内容

2・3面…総合事業が始まります

4面…介護保険特別会計の状況

●11月11日：介護の日

介護について理解と認識を深め、介護従事者や介護サービス利用者とその家族を支援するとともに、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日として、平成20年に、厚生労働省が定めた。毎年この日を中心に、全国で様々な啓発行事が行われる。

発行：墨田区(介護保険課) 公5608-6924 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

http://www.city.sumida.lg.jp/

11月11日(いい日、いい日)は介護の日 「すみだ介護福祉フェア2015」を開催します



区では、住み慣れた地域で、だれもがいきいきと暮らし続けることができるように、様々な高齢者施策を展開しています。その一環として、11月11日の「介護の日」にちなみ、「すみだ介護福祉フェア2015」を開催します。この催しでは、平成28年4月から「墨田区介護予防・日常生活支援総合事業」が始まることに先立ち、改めて介護予防への理解を深めていただくとともに、介護や高齢者の生活に役立つ情報をご紹介します。ぜひ、ご参加ください。

【とき】11月6日(金)～11日(水) **【ところ】**区役所ほか **【入場料】**無料 **【問合せ】**介護保険課管理・計画担当 公5608-6924

「すみだ介護福祉フェア2015」の主な催し

すみだリバーサイドホール 1階会議室(区役所に併設)

作ろう・集おう・食べてみよう 【とき】11月6日(金)

●講話「手軽に栄養がとれる鍋料理」

【時間】午前10時～11時 **【内容】**ひとり暮らしの高齢の方でも簡単にできる鍋料理を紹介し、偏りがちな栄養のとり方について学ぶ **【定員】**先着40人 **【申込み】**事前に介護保険課管理・計画担当(区役所4階) 公5608-6924へ *参加者には介護食の試食品を進呈

●“カフェ付き”男性介護者教室の活動紹介と講演会等

【時間/内容】▶午前11時～正午/男性介護者教室の活動紹介、交流会 ▶正午～午後1時/男性介護者による講演会 **【申込み】**当日直接会場へ *女性の参加も可

●食事サービス試食会

【時間】午後1時～2時 **【内容】**墨田区みまもり食事サービスの弁当の試食 **【定員】**先着40人 **【申込み】**事前に高齢者福祉課相談係(区役所4階) 公5608-6174へ *正午からの男性介護者による講演会への参加が必要

すみだリバーサイドホール2階イベントホール(区役所に併設)

介護予防を始めよう 【とき】11月7日(土)

●体操デモンストレーション

【時間/内容】▶午前10時～10時45分/機器を使った体操 ▶午前11時15分～正午/柔道整復師による体操 **【申込み】**当日直接会場へ

●皆でいきいき！介護予防活動取組紹介・交流会

【時間】午後1時～2時 **【内容】**介護事業者や地域で活動する自主グループによる介護予防の取組の紹介、自主グループ等との交流会 **【申込み】**当日直接会場へ

●講演会「生涯現役で健康長寿」

【時間】午後2時～3時半 **【内容】**介護予防・日常生活支援総合事業や、すぐに始められる介護予防の取組を学ぶ **【定員】**先着150人 **【申込み】**事前に高齢者福祉課地域支援係(区役所4階) 公5608-6178へ

認知症への理解を深めよう 【とき】11月8日(日)

●認知症？まず相談を！

【時間】午前10時～正午 **【内容】**▶認知症に関する地域連携や専門医療相談を推進する地域連携型認知症疾患医療センターの医師から受診方法を学ぶ ▶寸劇をまじえて、状態に応じて受けられるサービスの流れを学ぶ

●認知症の方の心を理解する

【時間】午後2時～3時半 **【内容】**リハビリの専門職による寸劇をまじえて、認知症の方が自分らしく暮らすための生活の工夫を学ぶ

【定員】各先着150人 **【申込み】**事前に高齢者福祉課地域支援係(区役所4階) 公5608-6502へ

すみだリバーサイドホール 1階ギャラリー(区役所に併設)

●介護予防の取組を紹介するパネル展示

【とき】11月6日(金)～11日(水) 午前9時～午後5時 **【申込み】**期間中、直接会場へ

区役所1階アトリウム

●介護や高齢者の生活に役立つ情報を紹介するパネル展示

【とき】11月6日(金)～11日(水) 午前9時～午後5時 **【申込み】**期間中、直接会場へ

●体力チェックコーナー

【とき】11月7日(土) 午前9時半～午後3時半 **【申込み】**当日直接会場へ

地域で活動する介護予防自主グループをPRしませんか

期間中、地域で行っている介護予防自主グループの活動案内をチラシなどで紹介するコーナーを作ります。PRをしたいグループは、ぜひチラシをお持ちください。

【申込み】11月5日までに高齢者福祉課地域支援係(区役所4階) 公5608-6178へ

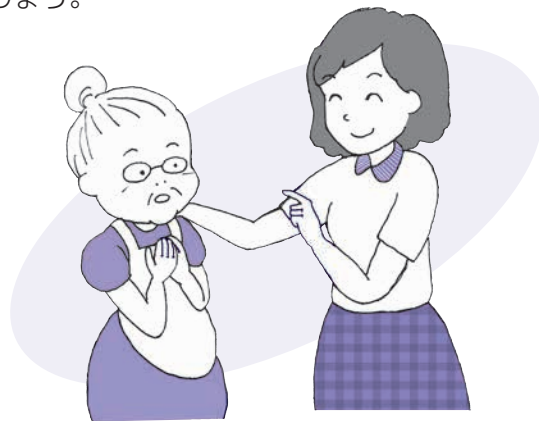
平成28年4月から総合事業が始まります

区では、来年4月から総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)を開始します。
これは、要支援認定を受けた方が利用する全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を、区が取り組む総合事業に移行するとともに、一般介護予防事業を充実するものです。
これにより、高齢者の社会参加を促進し、要支援・要介護に至らない元気な高齢者を増やすとともに、地域の支え合いの体制づくりをめざします。

【問合せ】

- ▶ 介護保険課給付・事業者指導担当
☎5608-6149
- ▶ 高齢者福祉課地域支援係
☎5608-6178

来年4月から、介護予防はどう変わるのか、墨田区に住むおばあちゃんと孫の会話を聞いてみましょう。



すみ(祖母・80歳)
要支援1で、ひとり暮らし、週1回ヘルパー利用

サクラ(孫・30歳)
ケアマネジャーとして働いている

サクラ(孫)：おばあちゃん、久しぶり！半年前の退院からずいぶん元気になったよね。

すみ(祖母)：あら、ちょうどいいところに来たわね。介護保険の認定が来年3月末で切れるんだけど、更新って必要なの？

サ：要支援1・2の人で通所介護や訪問介護だけを利用する場合は、4からは認定を受けなくてもよくなるの。代わりに「**基本チェックリスト**」という簡単な質問票で、サービスが使えるかどうかその場でわかるのよ。どんなサービスが効果的か高齢者支援総合センターで相談できるから、安心よ。

す：要支援の人はもうサービスを使えなくなるっていう噂もあるけど…。

サ：そんなことないわ。平成28年度から総合事業が始まるから、今までのサービスに加えて、ボランティアが提供するサービスも介護保険の対象になるのよ。

す：じゃあ、シルバー人材センターに頼んでいる庭の手入れも介護保険が使えるの？

サ：庭の手入れに介護保険は使えないわ。適用になるのは日常生活に欠かせないことだけなの。

す：色々変わりすぎてついていけないよ。なんで変える必要があるの？

サ：今後、高齢者がさらに増えると、介護職員が何十万人も不足すると言われていたのよ。だから、これからは地域でも支えられるように、制度を変えましょうってことね。介護職員は、より要介護度の高い人などを担当することになるわ。高齢者が元気でいられるよう、区も介護予防のプログラムを充実させるそうよ。

す：どんなプログラムがあるの？

サ：水中ウォークのような運動プログラムや栄養改善の教室などがあって、高齢者支援総合センターでおばあちゃんにあったプランと一緒に考えてくれるわ。

す：まあ、そうなの。わたしも教室に通って、いつまでも元気で暮らさないかね！

サ：うん、応援するよ！

● 基本チェックリストとは

25項目(運動・栄養・口腔・閉じこもり・認知機能・うつ)の生活機能に関する質問票です。

総合事業とは

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業 (下記参照)

- ▶ 訪問型サービス＝自宅での家事援助など
- ▶ 通所型サービス＝通所施設での日帰りサービス

一般介護予防事業 (3面参照)

- ▶ 介護予防の普及・啓発や活動支援(講演会や運動教室)など

墨田区の総合事業の基本方針

- 1 多様なサービスを提供するための基盤整備
- 2 地域の支え合いの体制づくり
- 3 サービス提供による自立への意欲の喚起
- 4 要介護・要支援認定に至らないよう施策充実
- 5 要支援状態からの自立の促進と重度化予防の推進

介護予防・生活支援サービス事業

- 【対象】**
- 要支援1・2の認定を受けた方(平成28年4月1日以降の認定有効期間開始日から順次、「介護予防・生活支援サービス事業」へ移行)
 - すでに要介護・要支援認定を受けていて、認定更新前に「介護予防・生活支援サービス事業」の利用を希望する方
 - 基本チェックリストにより、「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者と判定された65歳以上の方
*40歳～64歳の方は、基本チェックリストによらず、要介護・要支援認定申請を行う必要があります。

訪問型サービス

1 現行の介護予防訪問介護相当のサービス

【内容】日常的な家事援助(掃除、洗濯、調理、買い物等)および身体介護(水分補給、服薬管理、入浴の見守り、食事介助等) **【利用時間】**1回60分程度 **【実施主体】**介護保険事業者

2 住民主体によるサービス

【内容】日常的な家事援助(掃除、洗濯、調理、買い物等) **【利用時間】**1回60分程度 **【実施主体】**社会福祉協議会、シルバー人材センター

3 短期集中予防サービス(平成28年7月開始)

【内容】リハビリ専門職による体力改善や生活改善のための相談指導 **【利用時間】**1回90分程度 **【実施主体】**職能団体(理学療法士・作業療法士等)

通所型サービス

1 現行の介護予防通所介護相当のサービス

【内容】日常生活上の支援、生活行為および生活機能を向上させるための通所サービス(機能訓練、生活指導、食事サービス、運動器の機能向上等) **【利用時間】**1回3時間～9時間 **【実施主体】**介護保険事業者 *事業者が自宅から事業所間の送迎を行うことを基本とする

2 短期集中予防サービス

【内容】生活機能を改善するための3か月～6か月の通所サービス(運動器の機能向上や栄養改善、口腔ケア等のプログラム) **【利用時間】**1回2時間～3時間 **【実施主体】**スポーツクラブ等 *プログラムの内容により事業者が自宅から実施会場間の送迎を行う

一般介護予防事業

【対象】65歳以上の方およびその支援のための活動に関わる方

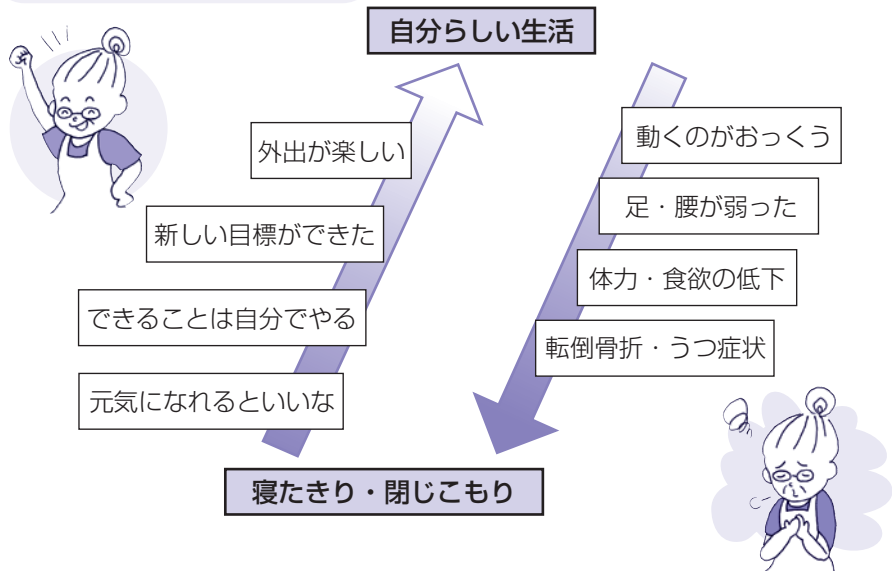
生活の中で介護予防を！

いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるためには、日常生活の中で介護予防に取り組むことが重要です。

介護予防とは、心身の衰えを予防・改善し、介護が必要にならないようにすることです。毎日の生活の中に適度な運動や栄養バランスの良い食事、お口のケア等を取り入れることで、生活機能の低下を防ぐことに加え、老化の進行を遅くすることもできます。

一般介護予防事業では、介護予防の知識を普及・啓発し、介護予防に取り組む人材やグループを支援することで「地域ぐるみの介護予防」を進めます。

健康寿命を延ばそう！



一般介護予防事業の取組

「介護予防に関する情報発信を行います」

運動や栄養、^{こうくう}口腔、認知症予防の知識の普及・啓発のために「腰痛・膝痛予防講演会」や「歩いてスッキリ運動教室」などを実施しています。総合事業への移行後は、内容をさらに充実していきます。

「地域における住民主体の活動を支援します」

介護予防活動を運営する方やグループのために、講師を派遣するなどの支援を行います。また、この活動に携わる人材の育成にも取り組みます。

「リハビリ専門職のマンパワーを活用します」

理学療法士・作業療法士等が高齢者支援総合センターとともに、地域の介護予防活動等に関わり、誰もが参加できる介護予防の取組を進めます。

高齢者支援総合センターを活用してみませんか

高齢者支援総合センター（区内8か所、4面に記載）は地域の身近な高齢者総合相談窓口です。介護予防の相談を受けたり、区内で行われている介護予防教室などを紹介したりしています。

また、自分たちのグループで介護予防の取組を始める際に直面する「どんな内容？教えてくれる人は？」といった相談にも応じ、地域で介護予防に取り組む自主グループの支援・紹介も行っています。

介護予防サポーターを御存じですか？

介護予防サポーターは、区が行う養成講座を修了し、介護予防事業や地域での自主的な介護予防グループなどで活躍する区民ボランティアで、主に体操指導のお手伝いをしています。

現在、11月2日から始まる介護予防サポーター養成講座の参加者を募集しています。詳細はお問い合わせいただくか、区のホームページをご覧ください。

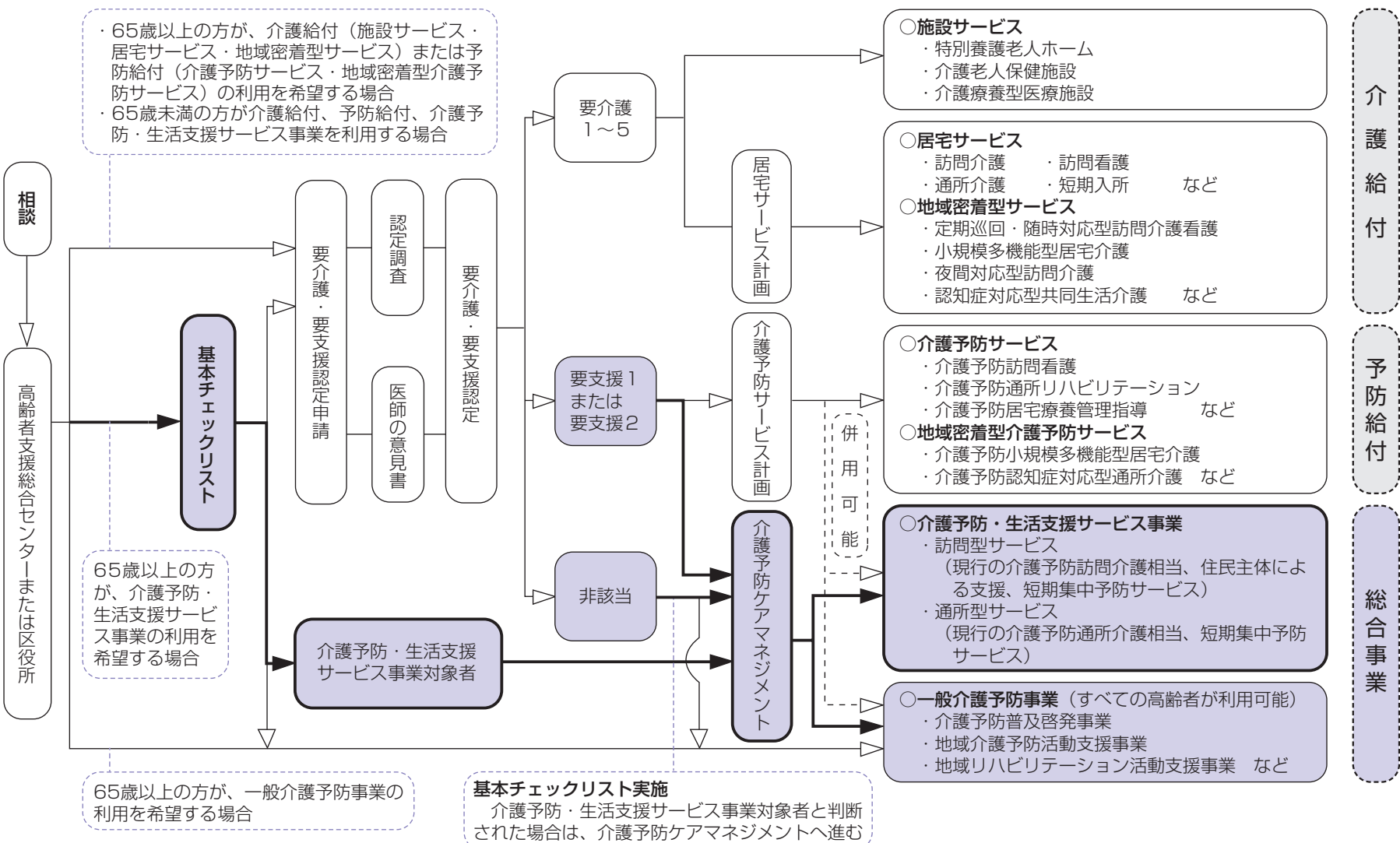
【問合せ】高齢者福祉課地域支援係 ☎5608-6178

サービスの全体図と総合事業の位置づけ

総合事業へ移行した後のサービス利用の流れは、以下のとおりです。

太い実線は、新たに創設された流れを表しています。

要介護1～5の方が利用する介護給付(施設サービス・居宅サービス・地域密着型サービス)については、変更はありません。





介護保険特別会計の状況をお知らせします

[問合せ] 介護保険課管理・計画担当
☎5608-6924

■平成26年度介護保険特別会計決算状況など

第1号被保険者数(65歳以上の方)	5万9332人	前年度比 1440人増
要介護(要支援)認定者数	1万 863人	前年度比 339人増

● 被保険者数と認定者数は、平成27年3月31日現在の数です。

歳入	保険料(65歳以上の方の保険料)	37億7141万円
	国庫支出金(国からの収入)	39億3025万円
	支払基金交付金(40歳～64歳の方の保険料)	47億7624万円
	都支出金(都からの収入)	24億4307万円
	繰入金(区一般会計・基金からの収入)	30億5840万円
	その他(繰越金・その他の収入)	6億2404万円
	合計	186億 341万円

歳出	総務費(認定に係る経費や職員の人件費)	5億6956万円
	保険給付費(介護保険サービス利用料の9割相当額など)	163億2227万円
	地域支援事業費(介護予防や高齢者支援総合センターの経費)	4億 785万円
	その他(保険料の還付や国等への返還金)	6億1757万円
	合計	179億1725万円

歳入－歳出	
繰越金(翌年度へ繰り越す余剰金)	6億8616万円

保険給付費の内訳	居宅サービス給付費	96億1501万円
	施設サービス給付費	46億1511万円
	地域密着型サービス給付費	11億9263万円
	特定入所者介護サービス費	4億9769万円
	高額介護サービス費・ 高額医療合算介護サービス費	3億8374万円
	審査支払事務等の委託経費	1809万円
	合計	163億2227万円

繰越金の使途	国への返還金	6061万円
	支払基金への返還金	111万円
	都への返還金	1853万円
	区一般会計への返還金	2億 942万円
	介護給付費準備基金積立	3億8679万円
	介護保険料還付金	970万円
	合計	6億8616万円



「高齢者みまもり相談室」と「高齢者支援総合センター」をご利用ください

[問合せ] 高齢者福祉課地域支援係
☎5608-6170

高齢者みまもり相談室

ひとり暮らし等の高齢者に関する相談と、高齢者を支える地域づくりを支援する窓口です。

[受付日時] 月曜日～金曜日午前9時～午後5時 * 祝日・年末年始を除く

高齢者支援総合センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくための総合相談窓口です。

[受付日時] 月曜日～土曜日午前9時～午後6時 * 祝日・年末年始を除く * 虐待等の通報は電話で24時間受付

うめわか ⑥

相談室 ☎5630-6511
センター ☎5630-6541
[所在地] 墨田1-4-4
シルバープラザ梅若内
[担当区域] 堤通、墨田、東向島四丁目

むこうじま ⑤

相談室 ☎6657-2731
センター ☎3618-6541
[所在地] 東向島2-36-11
ベレール向島内
[担当区域] 東向島一丁目～三丁目、東向島五・六丁目、京島

こうめ ④

相談室 ☎5619-6511
センター ☎3625-6541
[所在地] 向島3-36-7
すみだ福祉保健センター内
[担当区域] 向島、押上

同愛 ②

相談室 ☎3625-6421
センター ☎3624-6541
[所在地] 横網2-1-11
同愛記念ホーム内
[担当区域] 横網、亀沢、石原、本所、東駒形、吾妻橋

みどり ①

相談室 ☎5625-6551
センター ☎5625-6541
[所在地] 緑2-5-12
アウトピアみどり苑内
[担当区域] 両国、千歳、緑、立川、菊川、江東橋

はなみずき ⑨

相談室 ☎3614-1465
センター ☎3610-6541
[所在地] 八広3-22-14
はなみずきホーム内
[担当区域] 八広、東墨田

文花 ⑧

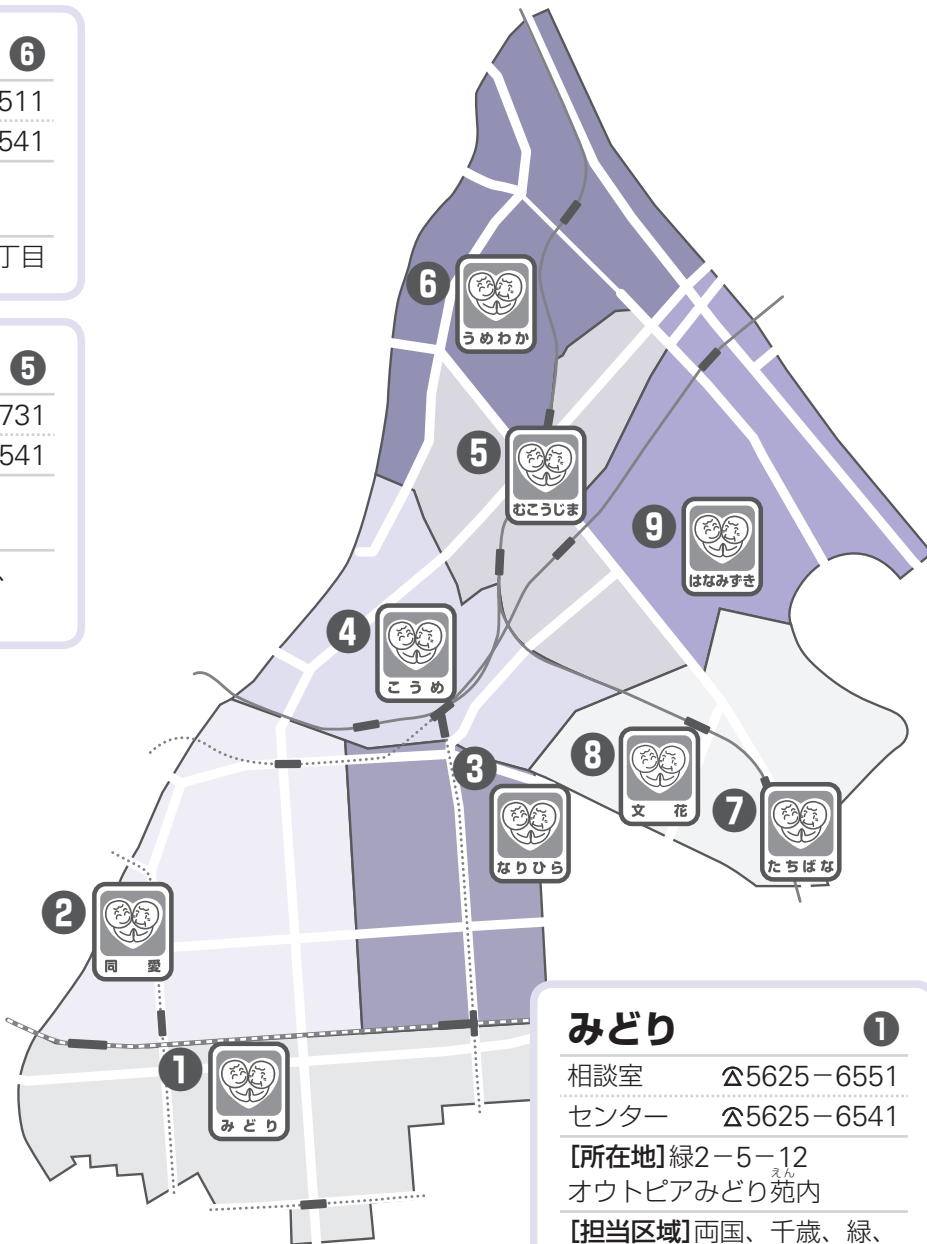
相談室 ☎3614-6511
[所在地] 文花1-32-1-101
墨田区シルバー人材センター内
[担当区域] 文花、立花

たちばな ⑦

センター ☎3617-6511
[所在地] 立花3-2-9
たちばな高齢者在宅サービスセンター内
[担当区域] 文花、立花

なりひら ③

相談室 ☎5809-7400
センター ☎5819-0541
[所在地] 業平5-6-2
なりひらホーム内
[担当区域] 錦糸、太平、横川、業平



本紙の問合せ

介護保険課 ☎5608-6924・FAX 5608-6938・✉KAIGOHOKEN@city.sumida.lg.jp
高齢者福祉課 ☎5608-6920・FAX 5608-6404・✉KOUREIHUKUSI@city.sumida.lg.jp